



日卸連発第 31 号  
令和元年 5 月 24 日

厚生労働省 医政局長  
吉 田 学 殿

(一社) 日本医薬品卸売業連合会  
会 長 渡 辺 秀 一



## 申 入 書

本年 10 月に予定されている消費税率の引上げに伴う薬価改定については、中央社会保険医療協議会において、「適正な消費税の転嫁を行う観点から市場実勢価格を踏まえて行うものであり、通常薬価改定とは異なる臨時的な改定である」ことが明確に示されております。

医薬品卸としては、あくまで消費税率の引上げに伴う薬価改定であることを前提として昨年 9 月の薬価調査に協力いたしました。本年 10 月に予定されている消費税率の引上げの実施については不確定な要素が残されております。

以上の状況を踏まえ、当連合会として下記のとおり申し入れます。

### 記

1. 消費税率の引上げが本年 10 月に実施される場合、薬価の告示時期については、医薬品の安定供給や医薬品流通に支障が生ずることがないように原則として 9 月としていただきたい。
2. 仮に、消費税率の引上げが延期された場合には、昨年 9 月の薬価調査の結果は活用しないでいただきたい。